

議案第 45 号

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例(令和元年橋本市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改正前		
<p>(橋本市民病院の使用料及び手数料)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 使用料及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 前号以外の選定療養に係る使用料については、別表第 5 に掲げる額</u></p> <p><u>(9) 前各号以外の診療に係る使用料については、第 1 号の規定に準じて算定した額に 100 分の 150 を乗じた額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額</u></p> <p><u>(10) 手数料については、別表第 6 に定める額</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>(訪問看護ステーションの利用料)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 利用料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に定める利用料以外の利用料については、<u>別表第 7 に定める額</u></p> <p>(病院駐車場の使用料)</p> <p>第 4 条 病院駐車場の使用料は、<u>別表第 8 に定める額とする。</u></p> <p><u>別表第 5(第 2 条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="174 1177 1120 1220"> <tr> <td>初診に関する特別の料金</td> <td>2,200 円</td> </tr> </table> <p><u>注 本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。</u></p> <p>別表第 6～別表第 8 略</p>	初診に関する特別の料金	2,200 円	<p>(橋本市民病院の使用料及び手数料)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 使用料及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 前 7 号以外の診療に係る使用料については、第 1 号の規定に準じて算定した額に 100 分の 150 を乗じた額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額</p> <p>(9) 手数料については、<u>別表第 5 に定める額</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>(訪問看護ステーションの利用料)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 利用料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に定める利用料以外の利用料については、<u>別表第 6 に定める額</u></p> <p>(病院駐車場の使用料)</p> <p>第 4 条 病院駐車場の使用料は、<u>別表第 7 に定める額とする。</u></p> <p><u>別表第 5～別表第 7 略</u></p>
初診に関する特別の料金	2,200 円		

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。